

◎指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件

新旧対照条文

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。	第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。	
一～三 （略）	一～三 （略）	
四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者	四 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき	
五 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき		

、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第五に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六・七 (略)

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

九・十一 (略)

十二 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以後に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三・十八 (略)

第二条 (略)
別表第一・第二 (略)

別表第三(第四号関係)

業務	講義	区分	科目	時間数	備考
同行援護の制度と従業者の ビス	視覚障害者(児) 福祉サー	一			
		二			

、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五・六 (略)

七・九 (略)

十・十五 (略)

第二条 (略)
別表第一・第二 (略)

十・十五 (略)

第二条 (略)
別表第一・第二 (略)

別表第四（第四号関係）		別表第五（第五号関係）		別表第六（第六号関係）		別表第七（第七号関係）		別表第八（第八号関係）		別表第九（第九号関係）		別表第十（第十号関係）	
区分	科目	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義	演習	講義
		応用技能	基本技能	同行援護の基礎知識	代筆・代読の基礎知識	情報支援と情報提供	障害者（児）の心理①						
	合計												
		二〇	四	四	二	二	二						

区分	科目	演習		講義		時間数	備考
		交通機関の利用	場面別応用技能	場面別基本技能	障害者（児）の心理②		
	合計	一二	四	三	三	一	一

別表第三（第四号関係）

（略）

（注）この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第五（第五号関係）

（略）